



県 章

# 沖縄県公報

定期発行日  
毎週火・金曜日

(当日が県の休日に  
当たるときは休刊とする。)

## 目 次

### 告 示

- 公有水面埋立ての免許（漁港漁場課） ..... 1
- 都市計画事業の変更の認可（道路街路課） ..... 3
- 道路の区域の変更（道路管理課） ..... 3

### 公 告

- 建設業者の許可の取消し（技術・建設業課） ..... 3
- 開発行為に関する工事の完了・9件（中部土木事務所） ..... 6

## 告 示

### 沖縄県告示第46号

公有水面埋立法（大正10年法律第57号）第2条第1項の規定により、公有水面の埋立てを次のとおり免許した。

令和4年2月22日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

- 1 埋立免許の年月日及び指令番号 令和3年12月20日 沖縄県指令農第1581号
- 2 免許を受けた者の所在地及び名称並びに代表者の住所及び氏名
  - (1) 免許を受けた者 島尻郡伊是名村字仲田1203番地 伊是名村
  - (2) 代表者 島尻郡伊是名村字仲田114番地 伊是名村長 前田政義
- 3 埋立区域及び埋立てに関する工事の施行区域
  - (1) 埋立区域
    - ア 位置 島尻郡伊是名村字伊是名シッサ原3364番14並びに同村字伊是名港原3504番77、3504番189及び3504番80の地先公有水面
    - イ 区域 次の各地点を順次に結んだ線及び①の地点と⑭の地点を結ぶ令和3年の春分の満潮位（D.L.+2.03メートル）における公有水面と陸地との境界線により囲まれた区域
      - ①の地点 三等三角点（敢18）大ノ山（北緯26度56分30秒7640、東経127度55分43秒0065）から177度39分36秒3,049.211メートルの地点
      - ②の地点 ①の地点から132度09分27秒38.169メートルの地点
      - ③の地点 ②の地点から214度47分03秒24.065メートルの地点
      - ④の地点 ③の地点から128度19分52秒5.443メートルの地点
      - ⑤の地点 ④の地点から128度27分13秒23.289メートルの地点
      - ⑥の地点 ⑤の地点から217度27分33秒45.229メートルの地点
      - ⑦の地点 ⑥の地点から303度09分29秒7.257メートルの地点
      - ⑧の地点 ⑦の地点から216度34分21秒2.504メートルの地点
      - ⑨の地点 ⑧の地点から127度25分12秒9.874メートルの地点
      - ⑩の地点 ⑨の地点から37度36分59秒6.724メートルの地点
      - ⑪の地点 ⑩の地点から109度51分09秒9.064メートルの地点
      - ⑫の地点 ⑪の地点から217度44分41秒12.682メートルの地点
      - ⑬の地点 ⑫の地点から229度06分17秒4.100メートルの地点
      - ⑭の地点 ⑬の地点から251度48分45秒4.101メートルの地点

- ⑮の地点 ⑭の地点から274度31分58秒4.100メートルの地点
- ⑯の地点 ⑮の地点から297度15分08秒4.101メートルの地点
- ⑰の地点 ⑯の地点から307度48分24秒3.524メートルの地点
- ⑱の地点 ⑰の地点から306度53分38秒3.335メートルの地点
- ⑲の地点 ⑱の地点から304度56分53秒4.586メートルの地点
- ⑳の地点 ⑲の地点から302度39分26秒4.585メートルの地点
- ㉑の地点 ㉑の地点から300度22分44秒4.586メートルの地点
- ㉒の地点 ㉒の地点から298度05分27秒4.585メートルの地点
- ㉓の地点 ㉓の地点から295度49分18秒4.585メートルの地点
- ㉔の地点 ㉔の地点から293度31分25秒4.585メートルの地点
- ㉕の地点 ㉕の地点から291度14分57秒4.586メートルの地点
- ㉖の地点 ㉖の地点から288度58分35秒4.585メートルの地点
- ㉗の地点 ㉗の地点から197度49分52秒5.790メートルの地点
- ㉘の地点 ㉘の地点から286度41分44秒4.355メートルの地点
- ㉙の地点 ㉘の地点から284度24分00秒4.355メートルの地点
- ㉚の地点 ㉙の地点から282度07分50秒4.354メートルの地点
- ㉛の地点 ㉚の地点から279度50分58秒4.355メートルの地点
- ㉜の地点 ㉛の地点から278度01分24秒2.579メートルの地点
- ㉝の地点 ㉜の地点から7度21分10秒6.900メートルの地点
- ㉞の地点 ㉝の地点から8度46分04秒10.903メートルの地点
- ㉟の地点 ㉞の地点から358度08分17秒25.607メートルの地点
- ㊱の地点 ㉟の地点から62度03分52秒3.740メートルの地点
- ㊲の地点 ㊱の地点から57度02分57秒4.085メートルの地点
- ㊳の地点 ㊲の地点から52度00分29秒4.086メートルの地点
- ㊴の地点 ㊳の地点から46度59分36秒4.086メートルの地点
- ㊵の地点 ㊴の地点から41度06分23秒5.488メートルの地点
- ㊶の地点 ㊵の地点から37度43分14秒13.282メートルの地点
- ㊷の地点 ㊶の地点から43度36分09秒10.176メートルの地点
- ㊸の地点 ㊷の地点から145度39分52秒5.762メートルの地点
- ㊹の地点 ㊸の地点から217度30分56秒44.095メートルの地点
- ㊺の地点 ㊹の地点から126度58分13秒11.086メートルの地点
- ㊻の地点 ㊺の地点から38度17分53秒3.587メートルの地点
- ㊼の地点 ㊻の地点から307度08分32秒7.660メートルの地点

ウ 面積 6,297.39平方メートル

(2) 埋立てに関する工事の施行区域

ア 位置 島尻郡伊是名村字伊是名シッサ原3364番36及び3364番14並びに同村字伊是名港原3504番14、3504番198、3504番97、3504番81、3504番78、3504番185、3504番191、3504番190、3504番192、3504番193、3504番77、3504番189及び3504番80の地内、同村字伊是名シッサ原3364番14に接する里道の地内並びに同村字伊是名シッサ原3364番14並びに同村字伊是名港原3504番77、3504番189及び3504番80の地先公有水面

イ 区域 次の各地点を順次に結んだ線及び㉠地点と㉡の地点を結んだ線により囲まれた区域

- ㉠の地点 三等三角点（敢18）大ノ山（北緯26度56分30秒7640、東経127度55分43秒0065）から177度36分40秒2,998.476メートルの地点
- ㉡の地点 ㉠の地点から136度53分52秒140.034メートルの地点
- ㉢の地点 ㉡の地点から209度06分09秒134.736メートルの地点
- ㉣の地点 ㉢の地点から285度24分25秒165.851メートルの地点
- ㉤の地点 ㉣の地点から343度20分40秒80.474メートルの地点

ウ 面積 32,933.61平方メートル

4 埋立地の用途 海岸保全施設及び緑地

**沖縄県告示第47号**

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第1項の規定により、平成24年沖縄県告示第568号で認可した名護都市計画道路事業の事業計画の変更を次のとおり認可した。

令和4年2月22日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

- 1 施行者の名称 名護市
- 2 都市計画事業の種類及び名称
  - (1) 種類 名護都市計画道路事業
  - (2) 名称 3・5・名15号北農線及び3・4・名22号安田根川線
- 3 事業施行期間 平成24年11月30日から令和5年3月31日まで
- 4 事業地
  - (1) 収用の部分 変更なし
  - (2) 使用の部分 なし
- 5 変更の内容 事業施行期間の変更

**沖縄県告示第48号**

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、関係図面は、沖縄県土木建築部道路管理課及び沖縄県南部土木事務所において、令和4年2月22日から同年3月7日まで一般の縦覧に供する。

令和4年2月22日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 東風平豊見城線
- 3 変更の区間並びに当該区間に係る敷地の幅員及びその延長

旧新の別	区間	敷地の幅員	延長
旧	豊見城市字保栄茂1084番2から 豊見城市字翁長383番2まで	30.0m ～ 60.0m	530.2m
新	豊見城市字保栄茂1084番2から 豊見城市字翁長383番2まで	30.0m ～ 74.0m	530.2m

**公 告**

建設業法（昭和24年法律第100号）第29条第1項の規定により、建設業者の許可を次のとおり取り消した。

令和4年2月22日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

- 1 (1) 処分をした年月日 令和3年8月12日
- (2) 商号名 株式会社P. E. C
- (3) 代表者名 嘉陽宗勅
- (4) 所在地 うるま市勝連南風原703番地1
- (5) 許可番号 沖縄県知事 許可（般-2）第12726号
- (6) 処分の内容 許可した業種のうち石工事業、鋼構造物工事業、しゅんせつ工事業及び水道施設工事業に関する一般建設業の許可の取消し
- (7) 処分の原因となった事実 令和3年6月8日付けで、建設業法第12条に基づき石工事業、鋼構造物工事業、しゅんせつ工事業及び水道施設工事業を廃止した旨の届出があった。
- 2 (1) 処分をした年月日 令和3年8月12日

- (2) 商号名 株式会社平良土建  
(3) 代表者名 平良聡  
(4) 所在地 宮古島市平良字荷川取256番地1  
(5) 許可番号 沖縄県知事 許可(般-2)第630号  
(6) 処分の内容 許可した業種のうち建築工事業及び造園工事業に関する一般建設業の許可の取消し  
(7) 処分の原因となった事実 令和3年6月10日付けで、建設業法第12条に基づき建築工事業及び造園工事業を廃止した旨の届出があった。
- 3(1) 処分をした年月日 令和3年8月12日  
(2) 商号名 上喜組  
(3) 代表者名 上地喜榮  
(4) 所在地 宜野湾市大謝名四丁目20番26号  
(5) 許可番号 沖縄県知事 許可(般-28)第243号  
(6) 処分の内容 建設業の許可の取消し  
(7) 処分の原因となった事実 令和3年6月11日付けで、建設業法第12条に基づき建設業を廃止した旨の届出があった。
- 4(1) 処分をした年月日 令和3年8月12日  
(2) 商号名 株式会社新三施工  
(3) 代表者名 新川順一  
(4) 所在地 豊見城市字金良75番地1 コーポみなみ101号室  
(5) 許可番号 沖縄県知事 許可(般-2)第12518号  
(6) 処分の内容 許可した業種のうち建築工事業、大工工事業、左官工事業、とび・土工工事業、石工事業、屋根工事業、鋼構造物工事業、鉄筋工事業、板金工事業、ガラス工事業、塗装工事業、防水工事業、内装仕上工事業、熱絶縁工事業及び建具工事業に関する一般建設業の許可の取消し  
(7) 処分の原因となった事実 令和3年6月22日付けで、建設業法第12条に基づき建築工事業、大工工事業、左官工事業、とび・土工工事業、石工事業、屋根工事業、鋼構造物工事業、鉄筋工事業、板金工事業、ガラス工事業、塗装工事業、防水工事業、内装仕上工事業、熱絶縁工事業及び建具工事業を廃止した旨の届出があった。
- 5(1) 処分をした年月日 令和3年8月12日  
(2) 商号名 株式会社丸清組  
(3) 代表者名 仲座正人  
(4) 所在地 豊見城市字高安49番地202  
(5) 許可番号 沖縄県知事 許可(般-28)第417号  
(6) 処分の内容 許可した業種のうち建築工事業及び管工事業に関する一般建設業の許可の取消し  
(7) 処分の原因となった事実 令和3年7月7日付けで、建設業法第12条に基づき建築工事業及び管工事業を廃止した旨の届出があった。
- 6(1) 処分をした年月日 令和3年8月12日  
(2) 商号名 有限会社城庄送  
(3) 代表者名 城間盛貞  
(4) 所在地 南城市大里字高平131番地4  
(5) 許可番号 沖縄県知事 許可(般-29)第9407号  
(6) 処分の内容 建設業の許可の取消し  
(7) 処分の原因となった事実 令和3年7月8日付けで、建設業法第12条に基づき建設業を廃止した旨の届出があった。
- 7(1) 処分をした年月日 令和3年8月12日  
(2) 商号名 株式会社確組  
(3) 代表者名 青山貴子  
(4) 所在地 浦添市西原四丁目36番20号  
(5) 許可番号 沖縄県知事 許可(般-28)第11982号  
(6) 処分の内容 許可した業種のうち建築工事業に関する一般建設業の許可の取消し  
(7) 処分の原因となった事実 令和3年7月8日付けで、建設業法第12条に基づき建築工事業を廃止した

旨の届出があった。

- 8(1) 処分をした年月日 令和3年8月12日
  - (2) 商号名 糸満総合造園
  - (3) 代表者名 山城憲和
  - (4) 所在地 糸満市字糸洲351番地の3
  - (5) 許可番号 沖縄県知事 許可(般-29)第7807号
  - (6) 処分の内容 建設業の許可の取消し
  - (7) 処分の原因となった事実 令和3年7月14日付けで、建設業法第12条に基づき建設業を廃止した旨の届出があった。
- 9(1) 処分をした年月日 令和3年8月12日
  - (2) 商号名 有限会社尚建設
  - (3) 代表者名 大城正文
  - (4) 所在地 うるま市字大田321番地
  - (5) 許可番号 沖縄県知事 許可(特-2)第9338号
  - (6) 処分の内容 許可した業種のうち大工工事業、左官工事業、屋根工事業、管工事業、タイル・れんが・ブロック工事業、鉄筋工事業、板金工事業、ガラス工事業、防水工事業、内装仕上工事業、熱絶縁工事業及び建具工事業に関する特定建設業の許可の取消し
  - (7) 処分の原因となった事実 令和3年7月16日付けで、建設業法第12条に基づき大工工事業、左官工事業、屋根工事業、管工事業、タイル・れんが・ブロック工事業、鉄筋工事業、板金工事業、ガラス工事業、防水工事業、内装仕上工事業、熱絶縁工事業及び建具工事業を廃止した旨の届出があった。
- 10(1) 処分をした年月日 令和3年8月12日
  - (2) 商号名 株式会社伊葉開発
  - (3) 代表者名 新垣幸雄
  - (4) 所在地 伊平屋村字島尻1982番地24
  - (5) 許可番号 沖縄県知事 許可(般-1)第5604号
  - (6) 処分の内容 許可した業種のうち建築工事業及び造園工事業に関する一般建設業の許可の取消し
  - (7) 処分の原因となった事実 令和3年7月19日付けで、建設業法第12条に基づき建築工事業及び造園工事業を廃止した旨の届出があった。
- 11(1) 処分をした年月日 令和3年8月12日
  - (2) 商号名 株式会社喜神サービス
  - (3) 代表者名 川満秀吉
  - (4) 所在地 うるま市字田場1061番地
  - (5) 許可番号 沖縄県知事 許可(特-30)第9769号
  - (6) 処分の内容 許可した業種のうち土木工事業、舗装工事業及び水道施設工事業に関する特定建設業の許可の取消し
  - (7) 処分の原因となった事実 令和3年7月20日付けで、建設業法第12条に基づき土木工事業、舗装工事業及び水道施設工事業を廃止した旨の届出があった。
- 12(1) 処分をした年月日 令和3年8月12日
  - (2) 商号名 サミット無線通信工業株式会社
  - (3) 代表者名 知花敦
  - (4) 所在地 宜野湾市野嵩二丁目28番5号
  - (5) 許可番号 沖縄県知事 許可(般-2)第13973号
  - (6) 処分の内容 許可した業種のうち土木工事業、とび・土工工事業、石工事業、鋼構造物工事業、舗装工事業、しゅんせつ工事業及び水道施設工事業に関する一般建設業の許可の取消し
  - (7) 処分の原因となった事実 令和3年7月20日付けで、建設業法第12条に基づき土木工事業、とび・土工工事業、石工事業、鋼構造物工事業、舗装工事業、しゅんせつ工事業及び水道施設工事業を廃止した旨の届出があった。
- 13(1) 処分をした年月日 令和3年9月3日
  - (2) 商号名 結塗装
  - (3) 代表者名 奥平定一



- (4) 所在地 那覇市宇栄原1丁目11番2号
  - (5) 許可番号 沖縄県知事 許可(般-30)第12395号
  - (6) 処分の内容 建設業の許可の取消し
  - (7) 処分の原因となった事実 令和3年8月3日付けで、建設業法第12条に基づき建設業を廃止した旨の届出があった。
- 14(1) 処分をした年月日 令和3年9月3日
- (2) 商号名 帝興業
  - (3) 代表者名 米須帝博
  - (4) 所在地 沖縄市美里仲原町7番17号
  - (5) 許可番号 沖縄県知事 許可(般-2)第13952号
  - (6) 処分の内容 建設業の許可の取消し
  - (7) 処分の原因となった事実 令和3年8月5日付けで、建設業法第12条に基づき建設業を廃止した旨の届出があった。
- 15(1) 処分をした年月日 令和3年9月10日
- (2) 商号名 琉球ペイント株式会社
  - (3) 代表者名 宮里勇
  - (4) 所在地 うるま市字塩屋494番地1
  - (5) 許可番号 沖縄県知事 許可(特-28)第2446号
  - (6) 処分の内容 許可した業種のうち建築工事業、大工工事業、左官工事業、屋根工事業、タイル・れんが・ブロック工事業、防水工事業、内装仕上工事業及び建具工事業に関する特定建設業の許可の取消し
  - (7) 処分の原因となった事実 令和3年8月12日付けで、建設業法第12条に基づき建築工事業、大工工事業、左官工事業、屋根工事業、タイル・れんが・ブロック工事業、防水工事業、内装仕上工事業及び建具工事業を廃止した旨の届出があった。

---

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第2項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、検査済証を交付した。

令和4年2月22日

沖縄県中部土木事務所長 仲 嶺 智

- 1 開発許可年月日及び指令番号 令和2年11月4日 沖縄県指令中土第973号
- 2 開発区域に含まれる地域の名称 西原町字翁長東111番4及び111番8
- 3 公共施設 なし
- 4 開発許可を受けた者の住所及び氏名 西原町字棚原90番地ラフィネ・ヨナミネ201号 福地徹
- 5 検査済証番号 令和3年7月5日 C第519号
- 6 工事完了年月日 令和3年6月28日

---

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第2項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、検査済証を交付した。

令和4年2月22日

沖縄県中部土木事務所長 仲 嶺 智

- 1 開発許可年月日及び指令番号 令和2年11月4日 沖縄県指令中土第974号
- 2 開発区域に含まれる地域の名称 西原町字小波津西185番1及び180番10
- 3 公共施設 なし
- 4 開発許可を受けた者の住所及び氏名 西原町字与那城248番地の7ニシハイム101号 小波津仁
- 5 検査済証番号 令和3年7月14日 C第520号
- 6 工事完了年月日 令和3年7月6日

---

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第2項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了した

ので、検査済証を交付した。

令和4年2月22日

沖縄県中部土木事務所長 仲 嶺 智

- 1 開発許可年月日及び指令番号 令和3年1月25日 沖縄県指令中土第78号
- 2 開発区域に含まれる地域の名称 西原町字呉屋呉屋62番
- 3 公共施設 なし
- 4 開発許可を受けた者の住所及び氏名 西原町字小橋川147番地の1 M a n n a k a h o u s e 105号  
石田淳一
- 5 検査済証番号 令和3年7月19日 C第521号
- 6 工事完了年月日 令和3年7月19日

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第2項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了した  
ので、検査済証を交付した。

令和4年2月22日

沖縄県中部土木事務所長 仲 嶺 智

- 1 開発許可年月日及び指令番号 令和3年2月16日 沖縄県指令中土第174号
- 2 開発区域に含まれる地域の名称 中城村字屋宜被留原842番8及び842番12
- 3 公共施設 なし
- 4 開発許可を受けた者の住所及び氏名 中城村字北上原375番地1 藤野七恵
- 5 検査済証番号 令和3年8月3日 C第522号
- 6 工事完了年月日 令和3年7月12日

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第2項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了した  
ので、検査済証を交付した。

令和4年2月22日

沖縄県中部土木事務所長 仲 嶺 智

- 1 開発許可年月日及び指令番号 令和2年9月30日 沖縄県指令中土第944号
- 2 開発区域に含まれる地域の名称 北中城村字屋宜原東前原780番5
- 3 公共施設 なし
- 4 開発許可を受けた者の住所及び氏名 沖縄市諸見里三丁目45番17号ニューライフモロミ302 當山祥二
- 5 検査済証番号 令和3年8月2日 C第523号
- 6 工事完了年月日 令和3年7月20日

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第2項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了した  
ので、検査済証を交付した。

令和4年2月22日

沖縄県中部土木事務所長 仲 嶺 智

- 1 開発許可年月日及び指令番号 令和3年2月4日 沖縄県指令中土第144号
- 2 開発区域に含まれる地域の名称 西原町字兼久古川原156番6
- 3 公共施設 なし
- 4 開発許可を受けた者の住所及び氏名 与那原町字東浜78番地の52ネクステージ東浜301 知念省吾、与  
那原町字東浜78番地の52ネクステージ東浜301 知念綾野
- 5 検査済証番号 令和3年8月4日 C第524号
- 6 工事完了年月日 令和3年7月19日

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第2項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了した

ので、検査済証を交付した。

令和4年2月22日

沖縄県中部土木事務所長 仲 嶺 智

- 1 開発許可年月日及び指令番号 令和2年12月11日 沖縄県指令中土第1003号
- 2 開発区域に含まれる地域の名称 中城村字屋宜被留原842番7及び842番11
- 3 公共施設 なし
- 4 開発許可を受けた者の住所及び氏名 沖縄市泡瀬三丁目14番18号レミーマンション202号 島袋将也、  
沖縄市泡瀬三丁目14番18号レミーマンション202号 島袋笙乃
- 5 検査済証番号 令和3年8月10日 C第525号
- 6 工事完了年月日 令和3年7月28日

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第2項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、検査済証を交付した。

令和4年2月22日

沖縄県中部土木事務所長 仲 嶺 智

- 1 開発許可年月日及び指令番号 令和2年11月9日 沖縄県指令中土第981号
- 2 開発区域に含まれる地域の名称 中城村字伊集上原315番
- 3 公共施設 なし
- 4 開発許可を受けた者の所在地及び名称 西原町字小那覇503番地11 2階 NKプランニング合同会社  
代表社員 玉城綾
- 5 検査済証番号 令和3年8月24日 C第526号
- 6 工事完了年月日 令和3年8月3日

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第2項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、検査済証を交付した。

令和4年2月22日

沖縄県中部土木事務所長 仲 嶺 智

- 1 開発許可年月日及び指令番号 令和2年11月17日 沖縄県指令中土第986号
- 2 開発区域に含まれる地域の名称 中城村字屋宜被留原842番1及び842番3
- 3 公共施設 なし
- 4 開発許可を受けた者の住所及び氏名 浦添市西原一丁目15番8-103号平田アパート 君島利信、浦添  
市西原一丁目15番8-103号平田アパート 君島真紀
- 5 検査済証番号 令和3年8月24日 C第527号
- 6 工事完了年月日 令和3年8月11日

発行所 沖縄県総務部 総務私学課 電話番号 098-866-2074	印刷所 株式会社 アント出版 〒903-0804 那覇市首里石嶺町4丁目291番地1
---	---